

島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 令和5年10月20日（金）13：30～15：00
- 2 場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間
- 3 出席者 第3回連絡協議会出席者名簿のとおり

4 議事内容

(1) 児童生徒性暴力等の防止対策（案）について

○岡田学校企画課長

- ・ 総合対策（案）は、第2回の議論を踏まえ、島根県の教育委員会が主体となって取り組む内容を記載したもの。市町村教育委員会においてもこの総合対策に準じた対応をお願いしたい。県として権限等はないが、私立学校、幼稚園においても参考にさせていただきたい。
- ・ 資料1により総合対策（案）について説明。

(2) 意見交換

○佐藤松江養護学校長（特別支援学校長協会）

- ・ 県立学校校長会において学校企画課から示された、性暴力の研修を実施するためのスライドにより校内研修を実施した。スライドでは性暴力のパターンとして、「てなづけ型」、「救済者願望型」という言葉によって具体的な事例として示され教員に響いた。
- ・ 配布された研修資料（スライド）が総合対策に示され、総合対策を見れば資料内容がわかるような、具体的な文言も入っても良いのではないか。
- ・ 実際に児童生徒性暴力等が起こったとき、被害にあった子どもたちを個人が特定されないようにメディアから守っていくことが大切である。個人が特定されないように非常に神経を使うので、最大限の努力義務としてメディア対応という文言の記載があると、個人特定されない対応ができると考える。

○木原高等学校校長協会会長

- ・ どのような形で児童生徒性暴力が起こるかはわからないが、寄宿舎での発生の心配が

あるので、具体的な場面を書き上げるようなことがあるとすれば、寄宿舎のことも加えていただけると、ポイントになると感じた。

- ・ 他の学校の生徒や、あるいはそれ以外の方が対象の場合も考えられるので、県全体を挙げて対応できるような体制というのを取っていただけるとよいと思う。
- ・ 懲戒処分についても、指針を改めて具体的に見せたのは大変良いことで、あるべきことと思う。具体的に様態についても、ぜひとも周知をいただきたい。

○北川立正大湘南高校長（私立中学高等学校連盟）

- ・ 私学各学校で足並みを揃えて職員の研修を徹底していくべきだと思っている。校長会で議題に出して、定期的に研修を実施するよう話をしたいと思う。

○小林島根県中学校長会生徒指導推進委員会事務局長

- ・ 子どもたちの中にしっかりと性暴力について定義づけをするということが、抑止力に繋がるのではないかと感じた。性暴力や、ハラスメントという言葉について、子どもたちが「これはどうなんだ」と思った時に、根拠のようなところがはっきりと示されていくと良いのではないか。
- ・ 窓口について資料に示してあるが、学校の中で子どもが安心して話ができる相談窓口を、しっかりと示すというのがあると良いと思う。
- ・ 盗撮行為について、教職員所有のスマートフォンなどは、実際に教室で必要なのかというところもあるので、「教室にはもって行かないこと」としても、良いのではないかと思う。
- ・ 児童生徒等へのアンケートについては、そうした機会を設けて子どもたちの様子を聞くということは必要と思う。

○佐藤島根県小学校事務局次長

- ・ 本校において、一学期末に子どもにアンケートを実施したところ、「あなたは困ったことがある時に相談することができますか」という質問について、4分の3の子どもは「できる」、4分の1が「できない」という回答であった。こういったことも頭に入れながら、子どもたちが誰かに相談できる環境を作っていきたいと思っている。

- ・ 性暴力対策として「してはいけないこと」が明確になるにしたがって、教職員が面談することや、体育で補助をするときに手を差し伸べることなどに及び腰になったりすることがないように、どこまでができて、どこからはだめなのかを明確にしていくことも必要ではないかと思う。

○岡田学校企画課長

- ・ 線引きはしっかりすべきであるし、性暴力等を行ったものに対しての厳格な処分というのは絶対に必要だと思うが、一方で、頑張ろうとする先生のここ足を引っ張れるようなことにはしたくないと考えている。
- ・ 「してもよいこと」について基準を明確にするのは、施設の状況、発達段階にもよるので、一律にはできないが、文科省のガイドラインに記載がある。
- ・ トラブルになるような場合は、県で「スクールロイヤー」として弁護士に委嘱をしたので、各学校から県教育委員会、市町村立学校からは市町村の教育委員会に連絡をいただき、学校から直接に相談できる制度としている。法的な観点でのトラブルが予想されるような時には、躊躇なくそういった窓口も活用いただきたい。

○持田国公立幼稚園こども園長会幹事

- ・ 子どもたちは幼く、自分の方から話すのは難しいところがある。保育室を閉めてしまふとなかなか気がつきにくく、指導ができにくい場面があるので、死角を作らない環境を作ること、定期的あるいは不定期に保育室を見守りながら確認していくということに意味があると思う。
- ・ 実際のところ、性暴力に関する部分での研修は、具体的に詰めていく部分ではまだまだ十分にできていないところがあるので、しっかりと教職員で認識を深めたいと思う。

○山崎出雲市教育委員会教育部次長（市町村教育委員会連合会）

- ・ 過去の性暴力関連の事案では犯罪性があるかどうかについて、教育委員会で警察と相談しながら情報共有、対応した経緯がある。学校だけでは限界があるので、警察との連の強化が必要と思う。
- ・ 事案について、校内で起こった事については、学校、教育委員会で調査をすることに

なる。過去の事案では、私的な部分と公的な部分はすごく密接で、いくら公的なところで対策をしても、私生活の部分の把握ができなければ対応できないということを感じた。

- ・ 可能であれば、私的な部分での行為によっても、処分を下すという規定を設けていただくと、未然防止、教員に対する指導になると思う。

○岡田学校企画課長

- ・ 児童生職員等による児童生徒性暴力等の防止では、法律の中に定義の規定があり、児童生徒等は、「学校に在籍する幼児、児童生徒と並んで18歳未満のもの」になっている。
- ・ 児童生徒等に対する性暴力は、所属の学校の、児童生徒かどうかに関わらず、18歳未満のものに対する行為であれば、全て児童生徒性暴力等としてこの処分の対象となる。
- ・ 通知の発出の準備中であり、しっかりと、各教育委員会から学校に伝わるように、工夫をお願いします。

○岩垣警察本部少年女性対策課長

- ・ 被害児童生徒、犯罪を目撃した児童生徒に対しては、捜査の場合は警察からの事情聴取は必須で、警察以外にも検察庁、児童相談所が必要によって話を聞くことがある。色々と複数回聞くと、児童生徒に対して心理的な負担をかけてしまうことがあり、代表者聴取が必要だと認められる事案に対しては、3機関が、調整を図って1回の聴取で終わるという取組をしている。
- ・ 代表者聴取の要素で一番重要だと考えているのは、被害児童生徒に、何度も聞き取りを重ねると他人の言葉を自分の記憶と混同してしまう「記憶の汚染」と言われる状態が起きていない中での聴取というところ。早期の段階で警察署に通報していただきたい。
- ・ 色々な面で関係機関の方と緊密に連携して情報共有を図っていきながら、警察としても安全確保に向けて努力していく。

以上